

2019周南市プレミアム付市内共通商品券取扱要綱

1. 目的

消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付市内共通商品券の発行を行う。

2. 事業の概念

商品券	500円券
事業運営主体	周南市
事務委託団体	新南陽商工会議所
取扱店の募集・登録	周南市内で事業を行っている商工業者

市内の商工会議所・商工会で募集・登録を受け付ける。

※尚、取扱店は、現「周南市内共通商品券」の取扱店に同時に加入することを条件とする。

3. 商品券

発行額面	1枚500円（額面500円券の商品券を発行）
発行額	7億5千万円
プレミアム率	25%
つり銭	応じない
払い戻し	応じない

4. 販売形式

販売方法	500円の商品券10枚（5,000円分）を4,000円で購入できる。
販売限度額	2万5千円分の商品券を2万円で購入できる（1人当たり50枚まで）
販売場所	市役所・各総合支所

5. 期間

商品券販売期間	令和元年10月 1日（火）から 令和元年12月27日（金）まで
有効期間	令和元年10月 1日（火）から 令和2年 1月31日（金）まで
換金期間	令和元年10月 7日（月）から 令和2年 2月27日（木）まで

6. その他

換金手数料	3%（500円券1枚につき、15円）
換金方法	市内共通商品券を周南市内の山口銀行、西京銀行、東山口信用金庫に7日、17日、27日に持参し、取り扱い事業者の口座に入金手続きを行う。但し、請求日が休業日（土曜・日曜・祝日）にあたる場合は、前営業日とする。
利用制限	・換金性の高いもの（商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード）および、店舗で指定した商品の対象外とする。 ・土地購入に係るもの ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連の特殊営業に係るもの ・国や地方公共団体への支払い

